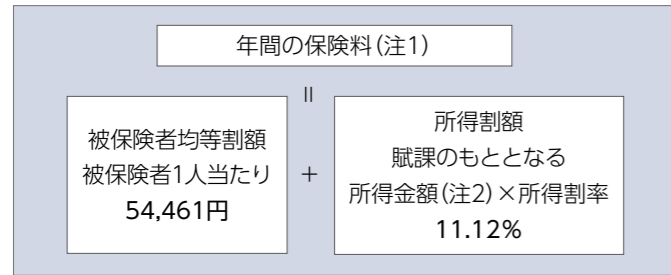


## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

### <保険料率について>

#### 令和5年度の保険料の算定方法(大阪府)



(注1)保険料の年額の限度額は66万円

(注2)前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額43万円(本人の前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合)を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しません)。※基礎控除額は地方税法第314条の第2項に定める金額

### <保険料の軽減について>

#### 1. 均等割額の軽減

世帯の所得に応じて保険料の均等割額(54,461円)が軽減されます。

所得の判定区分 (同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)	軽減割合
	軽減後の均等割額(年額)
【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等(注3)の数-1)]を超えないとき	7割 16,338円
【基礎控除額(43万円)+29万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(注3)の数-1)]を超えないとき	5割 27,230円
【基礎控除額(43万円)+53万5,000円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等(注3)の数-1)]を超えないとき	2割 43,568円

(注3)次のいずれかの条件を満たす方

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- ・65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。  
※年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方は、公的年金等にかかる所得金額から15万円が控除されます。  
※世帯主が被保険者でない場合でも、その所得は軽減判定の対象です。  
※基礎控除額等の数値は、今後の税法改正等によって変動することがあります。

2. 後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額の5割が軽減されます。  
※国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた方は対象外です。

#### ■健康診査・歯科健診【年度中に1回、無料で受診可】

4月下旬から5月上旬に(4月以降に75歳となる方には誕生月の翌月)、健康診査の受診券と、「歯科健康診査のお知らせ」を個別に郵送します。5月1日(月)からは、市が実施する「住民健康診査(無料)」を同時に受診することができます。

**受診方法** 感染症拡大防止の観点から、必ず、事前に医療機関へ実施状況を含めてお問い合わせの上、被保険者証と受診券(健康診査のみ)をお持ちください。

※次の方は対象外です。

- ・病院又は診療所に6か月以上継続して入院中の方
- ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所(入居)している方

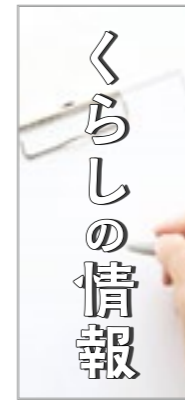
#### ■人間ドック

年度中の受診に対し、2万6,000円を限度に1回のみ、費用の一部を助成します。

**申請に必要なもの** 領収書(原本)、検査結果通知書一式(コピーも可)、口座情報の分かるもの、被保険者証  
※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者をご自身で記入されない場合、申請者の印かんが必要です。

#### 申込・問合先

- 大阪府後期高齢者医療広域連合
  - ・保険料について(資格管理課) ☎06・4790・2028
  - ・健康診査、人間ドックについて(給付課) ☎06・4790・2031
- 保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186



### 保険・年金

#### 令和4年中の所得の申告は済みですか

国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、医療費の自己負担限度額などは前年中の所得をもとに算定されます。申告がまだの方は忘れずに行ってください。収入のない方、遺族年金や障害年金のみを受給している

### 引き続き手洗いなどの励行を

5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類へ変更されます。これに伴い、これまでの政策・措置も見直されることとなりますが、引き続き、効果的な換気や手洗いなど基本的な感染症対策の実施、ワクチン接種の検討もお願いします。  
**問合先** 藤井寺市新型コロナウイルス対策本部会議事務局(危機管理室) ☎939・1190

### 国民健康保険の届け出をお忘れなく

春は異動の多い時季です。次のような場合は、必ず届け出が必要です。世帯主は異動日から14日以内に届け出をしてください。  
届け出には、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)・世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの(通知カードなど)と併せて、次の書類などをお持ちください。

#### 【届け出が必要な場合/必要書類など】

職場の健康保険をやめた	健康保険等資格喪失証明書
子どもが産まれた	母子健康手帳・保険証
生活保護を受けなくなった	生活保護廃止日が記載された生活保護受給証明書
藤井寺市に転入してきた	—
職場の健康保険に加入した	職場の健康保険証・保険証
死亡したとき	保険証
生活保護を受けた	保険証・生活保護受給証明書
藤井寺市から転出する	保険証
市内で転居した	
世帯主や家族の氏名が変わった	
世帯を分離や合併した	—
修学のため、別に住所を定める	保険証・在学証明書・転出先の住民票
保険証をなくした	—

※代理の方が届け出に来るときは、世帯主からの委任状・代理の方の本人確認ができるものも併せてお持ちください。  
※各種医療証(子ども医療証や重度障害者医療証など)をお持ちの方は、併せてお持ちください。  
**問合先** 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

方も市・府民税の申告を行ってください。申告がない場合は、保険料の軽減が受けられません。また、医療費の自己負担限度額の判定ができないため、所得が多い方と同じ判定になる場合があります。

**問合先** 令和5年度国民健康保険料納付通知書は、6月中旬に世帯主宛てに送付します。

【国民健康保険の加入者】  
保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

【後期高齢者医療保険の加入者】  
保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186

### 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金

国民健康保険の被保険者で給与などの支払いを受けている方が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や、感染が疑われる症状があり療養のため労務につけない場合に傷病手当金が支給されます。支給金額は、給与などの額や労務につけない日数に応じて決定します。支給を受ける場合は、申請が必要です。  
※本制度の適用期間は5月7日で終了します。

**問合先** 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

### 出産育児一時金の引き上げ

支給額は次のとおりです。

【令和5年3月31日までのご出産】  
出産育児一時金40万8千円  
※産科医療補償制度利用の場合は、42万円(掛金1万2千円を加算)

【令和5年4月1日以降のご出産】  
出産育児一時金48万8千円  
※産科医療補償制度利用の場合は、50万円(掛金1万2千円を加算)

**問合先** 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

## 国民年金保険料の学生納付特例制度

学生で、本人の所得が一定以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。20歳の誕生日の前日から申請できます。毎年の申請が必要です。申請時点から2年1か月前まで遡って申請ができますので、過去2年間に未納期間がある方はご相談ください。

### 申請に必要なもの

- ・年金手帳、基礎年金番号通知書又はマイナンバーが分かる書類のいずれか1点
  - ・学生証(両面の写しも可)又は在学証明書
  - ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
  - ※令和4年度分を申請し、令和5年2月初旬までに承認された方で、令和5年度以降も引き続き在学の予定が把握できている方には、日本年金機構から、はがき形式の申請書が送付されます。届かない場合は天王寺年金事務所(☎06・6772・7531)にお問い合わせください。
- 申請・問合先** 保険年金課国民年金担当(1階②番窓口)  
☎039・1181

## 税



### 土地・家屋の価格を記載した縦覧簿の縦覧

- 期間** 4月3日(月)～5月31日(水)
  - ※土・日曜日、祝日を除く。
  - 対象** 市内に土地・家屋を所有する納税者
  - 本人確認書類が必要**
  - ・1枚で確認できるもの 写真が添付された官公署の発行する証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
  - ・異なる書類2枚以上で確認できるもの 健康保険証、キャッシュカード、納税通知書など
  - ※納税者以外が縦覧する場合は、納税者の委任状が必要です(法人名義の物件を縦覧する場合も同様)。
- 場所、問合先** 税務課資産税担当(2階②番窓口)  
☎039・1062

### 大阪府域地方税徴収機構への 事案引継ぎ(市税徴収の促進)

府税及び市町村税の積極的な滞納整理を行うため、大阪府と府内36市町村で設置した「大阪府域地方税徴収機構」に次の事案の引継ぎを行い、滞納額の縮減を図っています。

## 国民年金保険料が スマホアプリで支払える!

### 対象のアプリ

auPAY、d払い、PayB(PayBと提携している各金融機関が提供する決済アプリを含む)、PayPay

※アプリをインストールした端末のカメラで、納付書に印字されたバーコードを読み取ると納付できます。



※バーコードが印字されない納付書(30万円を超える金額の納付書等)は利用できません。

**問合先** 天王寺年金事務所  
☎06・6772-7531

※アプリの使用手法などは、各決済事業者にお問い合わせください。

## 国民年金保険料の改定

令和5年4月分から令和6年3月までの国民年金保険料は、月額1万6520円です。5月1日(月)までに納付書で前納(前払い)すると、割引された金額で納付できます。

### 【1年前納の場合の保険料額】

19万4720円(毎月納める場合より3520円の割引)

### 【2年前納の場合の保険料額】

38万7170円(毎月納める場合より1万4830円の割引)

※納付書で2年前納する場合は年金事務所への申し込みが必要です

### 問合先

- ・保険年金課国民年金担当(1階②番窓口) ☎039・1181
- ・天王寺年金事務所 ☎06・6772・7531

## 高齢介護

らくらく介護もぎきりガイド

高齢の方向けに、散歩場所や休憩場所、気軽に参加できる活動などを地域ごとにまとめた冊子をつくりました。体力に自信がなくなってきた、身体が少し弱ってきたという方にも手に取ってほしい一冊です。



**配布場所・問合先** 高齢介護課総務担当(1階③番窓口) ☎039・1164



ご近所の「ええとこ」を知り、健康維持に活用してください!

## 福祉



### 4月1日から 令和5年度タクシー基本料金助成事業の申請受付を開始

申請により、タクシーの初乗運賃分のタクシー券を月1枚給付します(4月申請は12枚)。

**対象** 在宅で、次のいずれかに該当する方

- ・下肢体幹・視覚・内部障害のいずれかの障害をもつ重度身体障害者療育手帳A判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方

対象者には、4月上旬に「引継ぎ書」を郵送します。

**主な事案**

- ・高額の税を滞納している
- ・納税資力を有すると見込まれるにも関わらず、滞納市税の早期完納が見込めない など

**問合先** 税務課納税担当(2階②番窓口) ☎039・1066

### 有料道路の障害者割引制度の 内容変更

事前登録されていない自動車(レンタカー、福祉有償運送、タクシー、親族や知人などの所有する自動車など)も割引対象となりました。ご利用前に注意事項をご確認ください。



※自動車の車両番号などの登録は必須ではありませんが、事前に割引制度への登録が必要です。

※既に割引制度に登録している場合、新たな手続きは不要です。

※ETC利用の登録手続きは、マイナンバーを活用したオンライン申請が可能です。

**問合先** NEXCO 西日本お客さまセンター  
☎0120・924・863



## 4月初旬に介護保険料仮算定 通知書を送付します

65歳以上の方へ、令和5年度介護保険料の仮算定通知書を送付します。令和4年7月の本算定通知書でお知らせしたとおり、令和4年度に引き続き特別徴収(年金天引き)の方は、4・6月の保険料額は原則2月と同額になるため、仮算定通知書は送付しません。

### 仮算定(仮徴収期間中の支払分)

令和5年度の保険料額は7月に決まるため、4～6月(年金天引きの場合)は4・6月は、令和4年度の保険料額を基に計算し、仮決定した保険料額を納めていただきます。

### 本算定(本徴収期間中の支払分)

確定した令和4年中の所得と令和5年4月1日時点の世帯状況から計算し7月に決定します。7月から翌年3月(年金天引きの場合)は8・10・12・翌年2月)は、年間保険料額から仮算定額を差し引いた金額を納めていただきます。本算定通知書(令和5年度年間保険料額)は令和5年7月初旬に送付予定です。

**問合先** 高齢介護課サービス担当(1階③番窓口)  
☎039・1164

## 環境・安全



### 貯水槽水道の設置者・管理者へ

マンション・ビルなどに設置されている貯水槽水道は、適正に管理し、衛生的な水を給水しなければなりません。設置者・管理者は次の点に留意してください。

- ・年1回以上定期的に清掃しましょう
  - ・亀裂や蓋の破損などがなければ日常的に点検しましょう
  - ・蛇口からの水の色、濁り、におい、味などに異常がないか1週間に1回以上点検しましょう
  - ・異常があったときは、給水を停止し必要な検査を行い、安全を確認後給水してください
  - また、10mを超える貯水槽は、水道法に定める清掃や点検を行い、検査機関による定期検査を毎年1回以上受けなければなりません。
- 問合先** 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階⑥番窓口)  
☎039・1074







生後91日以上の子犬を飼っている場合は **毎年の狂犬病予防注射が必要です**

### 狂犬病予防集合注射日程のご案内

時間 いずれも 14時～15時

実施日	場所	住所
4/17(月)	アイセル シュラ ホール	藤井寺3-1-20
4/18(火)	市民総合体育館	大井1-2-20
4/19(水)	市役所支所	沢田3-6-36
4/20(木)	市役所正面玄関前	岡1-1-1
4/21(金)		

持ち物 狂犬病予防集合注射実施案内

※既に飼犬登録している方に郵送します。

費用 集合予防注射料金 3,300円(予防注射料金2,750円、注射済票交付手数料550円)

#### 注意事項

- ・飼犬が食欲不振・体調不良の場合は、集合注射の会場で獣医師に申し出てください。
- ・犬を正しく制御できる方が集合注射の会場に連れてきてください。
- ・どの会場でも予防注射を接種できます。支所の駐車場はご利用いただけません。
- ・小雨決行。大雨や獣医師の都合(急患など)により、中止する場合があります。中止の場合、延期はありません。

#### 【以下の場合は、動物病院で予防注射を受けてください】

- ・集合注射実施期間中に予防注射を受けられない
- ・この期間以降に犬を飼いはじめた

※市外の動物病院で予防注射を受けた場合は、環境衛生課で注射済票の交付手続きが必要になります。注射済票の交付は環境衛生課で随時受け付けています。

### 集合注射を受けるには市への飼犬登録が必要です

集団接種会場でも、市への飼犬登録手続きは可能です。

【ご注意ください】新たに購入する犬へのマイクロチップ装着の法制化や、令和5年4月1日に飼犬登録のワンストップサービス制度が開始になったことに伴い、購入した犬のマイクロチップの装着状況、チップ内の所有者情報の変更時期などによって、新規の飼犬登録手続きや必要書類などが異なります。

#### ●マイクロチップ装着済みの犬を迎え入れ、令和5年3月31日以前にチップの所有者情報の登録(変更)を行った場合

【必要な手続き】 市への新規の飼犬登録手続き(登録手数料3,000円)又は登録事項変更手続き

【必要なもの】 購入先の所在地がわかる書類、チップの所有者情報登録(変更)時に発行される証明書(メール画面でも可)

#### ●マイクロチップ装着済みの犬を迎え入れ、令和5年4月1日以降にチップの所有者情報の登録(変更)を行った場合

【必要な手続き】 手続きは不要

※生後91日を過ぎると自動的に市に登録されます。

【必要なもの】 チップの所有者情報変更時に発行される証明書(メール画面でも可)

※チップの所有者情報が現在の飼主本人になっているか、必ず確認しておいてください。

#### ●マイクロチップ未装着の犬を新たに迎え入れた場合(個人や愛護団体からの譲渡)

【必要な手続き】 市への新規の飼犬登録手続き(登録手数料3,000円)

※登録時に犬の鑑札をお渡しします。注射と同時に手続きができます。

#### ○猫を飼っている方へ

**室内で飼いましょう** 猫はなわばりを作って生活する生き物です。家の中をなわばりと決めると、外に出たいという欲求は弱まります。外に出ないことで、事故に遭う危険性が減り、他人の敷地でフン尿をすることもなくなります。

**猫に不妊手術をしましょう** 不妊手術を施すと、メスは子宮蓄膿症などの病気にかからない、オスは尿の臭いが減る、猫同士のけんかで病気に感染する可能性を予防できます。費用などは、動物病院へお問い合わせください。

問合せ先 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階⑦番窓口) ☎939・1074

## 各種情報



### 新婚世帯の住居費、引越費用の一部(最大30万円)を補助

#### 主要要件

- ・令和5年3月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ・夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下
- ・夫婦の合計所得が400万円未満
- ・婚姻に伴い市内に住宅を取得又は賃借して居住し、住民基本台帳に登録されている
- ・夫婦のいずれもが市税を滞納しておらず、公的制度による家賃補助などを受けていない(※)

#### 補助対象経費

住宅取得費用、住宅賃借費用賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料など、引越費用

※令和5年4月1日以降の支払いが対象です。  
申請期間 令和6年3月29日(金)まで(先着順で、予算が無くなり次第終了します)  
※申請前に必ず一度お問い合わせください。

申請・問合せ先 子育て支援課(こども総務担当)  
(2階②番窓口)  
☎939・1162



### 生産緑地地区の追加指定

希望する方は申請前に必ずご相談ください。

#### 事前相談・申請日時

4月3日(金)～5月31日(水)  
9時～17時30分

※土・日曜日、祝日を除く。

#### 面積要件

300㎡以上  
※平成31年4月1日から面積要件を変更しました。

問合せ先 都市計画課都市計画担当

(4階④番窓口)  
☎939・1214

### 大阪府による子育て世帯に対する食費支援事業が始まりました！

大阪府が府内の子育て世帯を対象に、食費支援を行います。詳しくは特設サイトでご確認ください。

#### 対象

①18歳以下の子ども

②妊娠している方

申請受付 6月30日(金)まで

問合せ先 大阪府子ども食費支援事業

コールセンター  
☎0120・479・2008  
月～金曜日9時～18時(土・日曜日、祝日除く)



### マイナンバーカード交付臨時窓口

日時 4月15日(土)・30日(日)

9時～12時

場所 市役所1階マイナンバー総合窓口

#### 交付に必要なもの

交付通知書(ハガキ)、通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ。マイナンバーカードと交換、本人確認書類

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

#### ◆LINE予約で交付時の待ち時間ゼロ！

予約がない場合は、お待ちいただくことがあります。

問合せ先 市民課マイナンバー担当

(1階マイナンバー総合窓口)  
☎939・1111(内線1220)



### 令和5年度 藤井寺青少年育成しゅら基金

文化・スポーツ・芸術などの社会教育活動を行う市内の青少年の団体及びその指導者に活動資金を助成し、社会教育活動の振興を図ります(営利を目的とする活動は対象外)。

受付期間 4月14日(金)～5月19日(金) ※当日消印有効

問合せ先 藤井寺保健所

申請方法 所定の申請書に必要事項を記入し郵送で。  
申請書記布場所 市役所1階情報交流ひろば「ふらっと」市ホームページ  
選考結果 7月下旬に通知  
提出・問合せ先 〒105-8574 東京都港区芝3-33-1 三井住友信託銀行個人資産受託業務部公益信託グループ 藤井寺青少年育成しゅら基金申請 ☎03・5232・8910 (月～金曜日 9時～17時)



### 「2023(令和5)年国民生活基礎調査にご協力ください！」

6月1日(木)から「国民生活基礎調査」を実施します。

対象 令和2年国勢調査区から層化無作為抽出された地区の世帯

調査対象世帯には、4月中旬から、大阪府知事に任命された調査員が「調査員証」を携帯して訪問します。調査へのご理解・ご協力をお願いします。詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

問合せ先 藤井寺保健所

企画調整課  
☎955・4181  
☎939・6479

